

5年ごと配当付一時払積立保険特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約満期保険金、特約死亡給付金および特約高度障害給付金の支払
- 第2条 特約満期保険金の支払に関する補則
- 第3条 特約死亡給付金および特約高度障害給付金の支払に関する補則
- 第4条 特約死亡給付金または特約高度障害給付金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第5条 特約満期保険金、特約死亡給付金および特約高度障害給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の責任開始期
- 第8条 特約の保険期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 告知

- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の返還金
- 第16条 特約の消滅とみなす場合
- 第17条 特約満期保険金額の減額
- 第18条 特約の更新
- 第19条 特約の社員配当金
- 第20条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
- 第21条 主契約について保険料の自動貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱
- 第22条 管轄裁判所
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 主契約が終身保障に移行される場合の移行後の主契約の保険金額の計算
- 第25条 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約基本年金額の計算
- 第26条 この特約が複数付加されている場合の取扱

5年ごと配当付一時払積立保険特約条項

(平成20年6月2日改正)

(この特約の概要)

この特約は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が終身保障に移行される場合、移行日の前日の満了時に支払われる特約満期保険金は、移行後の主契約の責任準備金に充当されます。

	給付の内容
特約満期保険金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているときに支払います。
特約死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
特約高度障害給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態に該当したときに支払います。

第1条（特約満期保険金、特約死亡給付金および特約高度障害給付金の支払）

この特約において支払う特約満期保険金、特約死亡給付金および特約高度障害給付金はつぎのとおりです。

	特約満期保険金・特約死亡給付金・特約高度障害給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても特約死亡給付金・特約高度障害給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
特約満期保険金	被保険者がこの特約の保険期間満了時に生存しているとき	特約満期保険金額	保険契約者	
特約死亡給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	表1によって定める特約死亡給付金額	特約死亡給付金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約高度障害給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（表2）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	特約死亡給付金額と同額	特約高度障害給付金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱

表1 特約死亡給付金額

特約死亡給付金額は、つぎの算式によって計算される金額とします。

(1) 主契約締結の際、この特約を付加した場合
$(\text{特約保険料}) + [(\text{特約満期保険金額}) - (\text{特約保険料})] \times \frac{\text{経過年月数}}{\text{保険期間}}$
(2) 主契約締結後に、この特約を付加した場合
(ア) 主契約の年単位の契約応当日に、この特約を付加した場合
$(\text{特約保険料}) + [(\text{特約満期保険金額}) - (\text{特約保険料})] \times \left(\frac{\text{経過年月数}}{\text{付加日から保険期間の満了日までの期間}} \right)$
(イ) 主契約の年単位の契約応当日以外の日、この特約を付加した場合
付加日直前の主契約の年単位の契約応当日をこの特約の付加日と仮定し、上記(ア)によって計算します。従って、計算上の「特約保険料」は実際に払い込まれた特約保険料とは異なります。
(注) 1. 上記算式によって計算した特約死亡給付金額に100円未満の端数が生じたときは、10円の位を四捨五入して100円単位とします。
2. 「経過年月数」とは、この特約の付加日から被保険者の死亡日までの年月数とし、1か月未満の端数は切り上げて1か月とします。
3. 主契約更新の際にこの特約を付加した場合および更新後のこの特約についても上記(ア)の算式によって計算します。

表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考
両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

対象となる高度障害状態	備考
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こつ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	「終身常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものでつぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻痺で回復の見込のない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合
両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

第2条（特約満期保険金の支払に関する補則）

- 支払事由の生じた特約満期保険金は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 第18条（特約の更新）の規定によりこの特約が更新される場合には、支払事由が生じたときに、更新後のこの特約の一時払保険料に充当します。ただし、更新後のこの特約における特約満期保険金額は当会社の定める金額を限度とし、更新後のこの特約の一時払保険料にあてられなかった特約満期保険金は、支払事由が生じたときから、当会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。
 - 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約が終身保障に移行される場合には、支払事由が生じたときに、移行後の主契約の責任準備金に充当します。
- 第1項第2号の規定にかかわらず、保険契約者は、特約満期保険金の全部または一部について、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。
- 第1項および第2項の規定によりすえ置かれた特約満期保険金は、保険契約者から請求があったとき、または主契約が消滅したとき（主契約が更新される場合および終身保障に移行される場合を除きます。）に保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険金が支払われるときは、主契約の保険金とともにその保険金の受取人に支払います。
- 第1項第1号の規定により、更新後のこの特約の一時払保険料にあてられなかった特約満期保険金について、保険契約者から申出があった場合は、第1項第1号の規定にかかわらず、すえ置かずに支払うものとしします。
- 特約満期保険金の支払事由が生じたときに、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約満期保険金からそれらの元利金を差し引き、その残額について、第1項から第3項までの規定を適用します。
- 第5項の場合で、主契約の生存給付金が同時に支払われるときは、そこから主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付の元利金を差し引き、差し引けない金額があれば、それをこの特約の特約満期保険金から差し引くものとしします。

第3条（特約死亡給付金および特約高度障害給付金の支払に関する補則）

- 特約死亡給付金受取人は、主契約の死亡保険金受取人としします。
- 特約高度障害給付金受取人は、主契約の高度障害保険金の受取人としします。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めるときは、特約死亡給付金を支払います。
- 当会社が特約高度障害給付金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態（表2）に該当した時に消滅したものとみなします。
- 特約死亡給付金が支払われた場合には、その支払後に特約高度障害給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
- 主契約の締結後にこの特約を付加し、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期前であるときは、この特約の特約高度障害給付金は支払わず、被保険者が高度障害状態（表2）に該当した時に消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金を特約高度障害給付金受取人に支払います。この場合、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きします。

7. 特約死亡給付金または特約高度障害給付金を支払うときに主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約死亡給付金または特約高度障害給付金からそれらの元利金を差し引きます。
8. この特約の保険期間の満了日（更新限度となる最後の保険期間の満了日をいいます。以下本項において同じ。）に、高度障害状態（表2）のうち回復の見込がないことのみが明らかでない場合でも、その後もその障害の状態が継続し、回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間の満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1条（特約満期保険金、特約死亡給付金および特約高度障害給付金の支払）の規定を適用します。ただし、保険期間の満了日後に新たに生じた原因により、回復の見込がないこととなった場合を除きます。
9. 第8項の規定にかかわらず、特約満期保険金がすでに支払われている場合には、当会社は、第8項の取扱を行います。

第4条（特約死亡給付金または特約高度障害給付金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡給付金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者（第3号の場合には、特約死亡給付金受取人）に支払います。
 - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 特約死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 特約死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡給付金の一部の受取人であるときは、特約死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の特約死亡給付金受取人に支払います。この場合、この特約のうち支払われない特約死亡給付金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（表2）に該当した場合には、当会社は、特約死亡給付金または特約高度障害給付金を支払いません。ただし、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当会社は、その程度に応じ、特約死亡給付金または特約高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

第5条（特約満期保険金、特約死亡給付金および特約高度障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 特約死亡給付金または特約高度障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約死亡給付金受取人もしくは特約高度障害給付金受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた特約死亡給付金または特約高度障害給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、特約死亡給付金または特約高度障害給付金を請求してください。
3. 特約満期保険金を請求するときは、保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 特約死亡給付金または特約高度障害給付金の請求を受けた場合、当会社が必要と認めるときは、事実の確認を行い、または当会社が指定した医師による被保険者の診断を求めます。
5. 特約満期保険金、特約死亡給付金または特約高度障害給付金は、その請求に必要な書類が当会社の本社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本社で支払います。ただし、事実の確認または当会社が指定した医師による被保険者の診断のため特に日数を要する場合は、5営業日をこえることがあります。
6. 第4項の場合、保険契約者、被保険者または特約死亡給付金受取人が、当会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、当会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで特約死亡給付金または特約高度障害給付金を支払いません。当会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

第6条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 第1項の規定によるほか、保険契約者は、主契約更新の際にも被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第7条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期はつぎの各号のとおりとします。

- (1) 主契約締結の際、主契約に付加する場合は主契約の責任開始期と同一とします。
- (2) 主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、この特約の保険料を受け取った時からこの特約上の責任を負います。
- (3) 主契約更新の際、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾したときは、つぎの時からこの特約上の責任を負います。
 - (ア) この特約の保険料を受け取った時
 - (イ) 更新前にこの特約の保険料を受け取った場合には更新の時

第8条（特約の保険期間）

この特約の保険期間は、第7条（特約の責任開始期）に規定する責任開始期から主契約の保険期間の満了日までとします。

第9条（特約の保険料の払込）

この特約の保険料は、一時払の方法で払い込むことを要します。

第10条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条（特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当社は、第1項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

第12条（告知）

当社は、この特約の締結または復活の際、保険契約者および被保険者に対して、この特約に関する書面による告知ならびに当会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

第13条（重大事由による解除）

1. 当社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為があった場合
 - (3) その他この特約を継続することを期待しえない第1号および第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 特約死亡給付金または特約高度障害給付金の支払事由が生じた後でも、当社は、第1項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、特約死亡給付金または特約高度障害給付金の支払を行いません。また、すでに特約死亡給付金または特約高度障害給付金を支払っているときは、当社は、その返還を請求します。
3. 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者または特約死亡給付金もしくは特約高度障害給付金の受取人に通知します。
4. 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当社は、解約返還金があるときは、これと同額の返還金を保険契約者に支払います。

第14条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第15条（特約の返還金）

1. この特約の解約返還金はこの特約の経過年月数により計算します。
2. この特約が解約または解除されたときは、当社は、この特約の解約返還金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返還金をそれらの元利金の返済にあてます。
3. この特約が第16条（特約の消滅とみなす場合）の規定によって消滅した場合には、第2項の規定を準用します。ただし、第3条（特約死亡給付金および特約高度障害給付金の支払に関する補則）第6項ならびに第4条（特約死亡給付金または特約高度障害給付金の免責事由に該当した場合の取扱）第1項および第2項の場合は除きます。

第16条（特約の消滅とみなす場合）

主契約が解約その他の事由によって消滅したときは、この特約も消滅したものとみなします。

第17条（特約満期保険金額の減額）

1. 保険契約者は、いつでも、特約満期保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約満期保険金額は、当社の定める金額以上であることを要します。
2. 第1項の規定によって、この特約の特約満期保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第18条（特約の更新）

1. この特約の保険期間が満了する場合で、かつ、主約款の規定により主契約が更新される場合には、保険契約者がこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。この場合、更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
2. 更新されたこの特約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢によって計算します。
3. 第2条（特約満期保険金の支払に関する補則）の規定による更新後のこの特約の一時払保険料が当社の定める金額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、第1項の更新を取り扱いません。この場合、特約満期保険金は、支払事由が生じたときから、当会社所定の利率による利息をつけて自動的にすえ置きます。

4. 第3項の規定により更新されなかったこの特約の特約満期保険金について、保険契約者から申出があった場合は、第3項の規定にかかわらず、すえ置かずに支払うものとします。
5. 特約死亡給付金および特約高度障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
6. 更新日に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約にかえて、当会社所定の特約により、更新とみなして取り扱うことがあります。

第19条（特約の社員配当金）

1. この特約の社員配当金の割当および支払方法は、主契約に準じます。
2. 主契約の締結後に付加された特約については、主約款に定める社員配当金の割当の規定によるほか、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 特約付加後この特約の保険期間中に、主約款に定める5年ごとの契約応当日等が到来するときは、その到来する事業年度の直前の事業年度末に、この特約の社員配当金を割り当てます。
 - (2) 特約付加の日からその日を含めて1年以内にこの特約が消滅するときは、その消滅する事業年度の直前の事業年度末におけるこの特約の社員配当金の割当は行いません。
 - (3) 特約付加の日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、社員配当金を割り当てることがあります。

第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱）

主契約の保険金額（逓減基本保険金額および基本年金額を含みます。）を減額した場合（主契約に付加されている他の特約が消滅した場合またはそれらの特約の保険金額を減額した場合を含みます。）でも、この特約はそのまま有効に継続します。

第21条（主契約について保険料の自動貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱）

主契約について主約款の保険料の自動貸付または契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返還金を、主契約の解約返還金に加えて取り扱います。

第22条（管轄裁判所）

この特約における特約満期保険金、特約死亡給付金または特約高度障害給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（主契約が終身保障に移行される場合の移行後の主契約の保険金額の計算）

1. 主約款の規定により、主契約が終身保障に移行される場合は、主約款の規定によるほか、つぎの各号の金額の合計額（主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）を加えて移行後の主契約の保険金額を定めます。
 - (1) 主契約の指定年齢到達日の前日の満了時に支払われる特約満期保険金
 - (2) 主契約の指定年齢到達日までにすえ置かれた特約満期保険金
2. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、第1項第1号および第2号の金額の合計額の全部または一部について、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。この場合、すえ置支払を選択した金額については、第1項に定める移行後の主契約の保険金額の計算には含めません。
3. 第2項の規定によりすえ置かれた特約満期保険金は、保険契約者から請求があったとき、または主契約が消滅したときに保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険金の支払により主契約が消滅するときは、主契約の保険金とともにその保険金の受取人に支払います。

第25条（主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約等を付加した場合の特約基本年金額の計算）

1. 主契約に5年ごと配当付年金支払移行特約、5年ごと配当付夫婦年金移行特約、5年ごと配当付介護割増年金移行特約または5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約を付加したときは、つぎの各号の金額の合計額（主約款の規定による保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）を加えて特約基本年金額を定めます。
 - (1) 主契約の指定年齢到達日の前日の満了時に支払われる特約満期保険金
 - (2) 主契約の指定年齢到達日までにすえ置かれた特約満期保険金
2. 第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、第1項第1号および第2号の金額の合計額の全部または一部について、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。この場合、すえ置支払を選択した金額については、第1項に定める特約基本年金額の計算には含めません。
3. 第2項の規定によりすえ置かれた特約満期保険金は、年金支払移行部分、夫婦年金移行部分、介護割増年金移行部分もしくは夫婦介護割増年金移行部分が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。

第26条（この特約が複数付加されている場合の取扱）

この特約が複数付加されている場合で、この特約を解約または減額するときは、当会社の定める取扱にもとづき、付加日（この特約が更新されたときは更新日）からの経過年月数の短い特約から順次解約または減額していくものとする。

別表 1 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	特約死亡給付金	当会社所定の請求書
2	特約高度障害給付金	当会社所定の請求書
3	特約満期保険金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約満期保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、当会社の本社または当会社の指定した場所に提出してください。 2. 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		